概要版

鎌倉市歴史的風致維持向上計画（第２期）

歴史的風致維持向上計画とは

歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下、歴史的風致維持向上計画と記す ）は、歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）に基づき、歴史的風致の維持・向上を目的に市町村が策定し、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）の認定を受ける事業計画です。

認定を受けると、計画内で位置付ける重点区域において行う事業に関し、様々な支援措置を受けながら、歴史まちづくりを推進することができます。

鎌倉市では、平成 27 年（2015 年）12 月に「鎌倉市歴史的風致維持向上計画（第1期）」を策定し、平成 28 年度（2016 年度）から歴史的風致の維持・向上に関連する 29 の事業を推進してきました。この度、第1期計画の期間が満了することから、引き続き本市の歴史的風致の維持・向上を図るため、第2期計画を策定するものです。

歴史的風致とは

中世に多く建立された鎌倉の社寺や、近・現代に建てられた歴史的価値の高い建造物やその周辺市街地では、祭礼や民俗芸能、人々の生業といった古くから行われてきた活動があります。このように、人々の活動と建造物及びその周辺市街地が一体となり、伝統や趣などを感じられる良好な市街地環境を「歴史的風致」といいます。

【鎌倉市歴史的風致維持向上計画（第１期）の取組例】

第1期計画では、史跡や鎌倉の歴史的・文化的遺産の教育啓発活動の拠点施設の整備のほか、散策路の整備等に取り組みました。

史跡永福寺跡
環境整備事業

鎌倉歴史文化交流館
整備事業

荏柄天神社周辺道路
美装化事業

史跡大町釈迦堂口遺跡
北側道路崩落対策

鎌倉市歴史的風致維持向上計画（第2期）のポイント

本市には、古都鎌倉地域を中心に歴史的風致が広く重層的に分布しています。本市の歴史的風致の維持・向上を図るための取り組みを継続し発展させるため、第2期計画では、主に以下のポイントについて掲載しています。

【第2期計画の構成と策定のポイント】

序章
- 計画の策定の背景・目的を掲載

第1章　鎌倉市の歴史的風致形成の背景
- 鎌倉市の歴史的風致が形成された自然、社会、歴史的環境の背景を掲載

第2章　鎌倉市の維持及び向上すべき歴史的風致
- 鎌倉市に分布する歴史的風致を掲載
- 第1期計画で位置づけた**6つの歴史的風致を7つに**
- **「人々の活動や営みや生活」を深掘り**

第3章　歴史的風致の維持及び向上に関する方針
- **都市計画やまちづくりの視点を追加**し、鎌倉の歴史まちづくりにおける課題や方針を掲載

第4章　重点区域の位置及び区域
- 本計画における重点区域の位置・範囲を掲載
- 重点区域を拡大

第5章　文化財の保存又は活用に関する事項
- 文化財行政に関する課題や今後の方針を掲載

第6章　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項
- 計画期間内の歴史まちづくりの取組（事業）を掲載

第7章　歴史的風致形成建造物の指定の方針
- 歴史的風致形成建造物の指定候補対象を掲載
- **指定対象を追加**

第8章　歴史的風致形成建造物の維持及び管理の方針に関する事項
- 指定建造物の維持・管理・修理に関する事項を掲載

※ **色文字（太字）**は第2期における改定ポイント

計画期間　令和8年度（2026 年度）から令和 17 年度（2035 年度）までの 10 年間

鎌倉市の歴史的風致形成の背景

鎌倉は、源頼朝が幕府を開いた地として多くの社寺や中世の都市構造が今も残るほか、近代の別荘建築など時代を映す歴史的遺産を有する都市です。山稜と海に囲まれた豊かな自然環境のもと、社寺を核とした祭礼・信仰の営みや海にまつわる生業が受け継がれてきました。江戸時代には遊山の対象として賑わうようになり、明治時代になると横須賀線や江ノ電の開通により周遊観光で多くの人々が鎌倉を訪れるようになります。また、保養地として別荘が多く構えられ、この地の別荘文化は鎌倉の人々の精神や営みに影響を与え、地域固有の自然・歴史を背景として洗練された文化が育まれてきました。戦後には社寺景観と一体となった山稜の緑を守る市民運動が展開され、古都保存法制定の契機となるなど、歴史と自然を守る活動が市内各所で展開されています。

鎌倉市の維持及び向上すべき歴史的風致

本市の維持・向上すべき歴史的風致は、中世から現代に至る歴史を持つ地域であり、宗教行事、伝統行事、市民活動、伝統工芸などの様々な伝統や文化が育まれてきた市街地の環境です。鎌倉の歴史・文化と自然環境が織りなす重層的な景観は、まさに日本遺産で描かれている『「いざ、鎌倉」～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～』のコンセプトを体現しており、未来へと継承されています。

第２期計画では、第１期計画で設定した６つの歴史的風致を深掘りするとともに、１つの歴史的風致を追加しました。

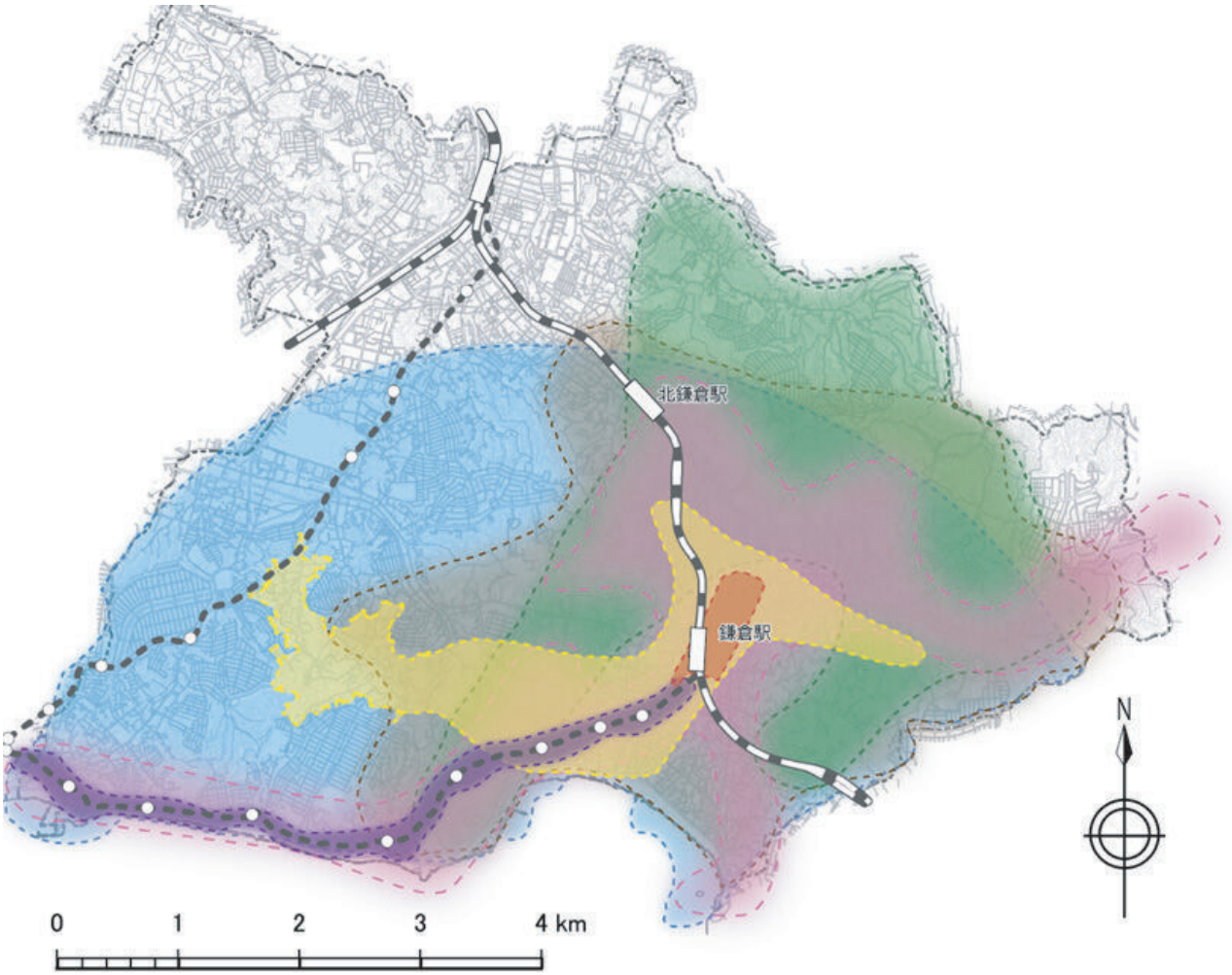

- 社寺における祭礼・行事や信仰にまつわる歴史的風致
- 若宮大路沿道の営みにみる歴史的風致
- 周遊観光にはじまる「江ノ電」にみる歴史的風致
- 歴史的遺産と一体となった山稜の保全活動にみる歴史的風致
- 海にまつわる歴史的風致
- 鎌倉遊山にみる歴史的風致 追加
- 別荘文化に由来する歴史的風致
- 市域境界

第2期計画で設定した
7つの歴史的風致

社寺における祭礼・行事や信仰にまつわる歴史的風致

主に鎌倉時代以降建立された社寺は、現在も宗教活動を継続している「生きている歴史的遺産」であり、祭礼・行事が受け継がれています。

若宮大路沿道の営みにみる歴史的風致

若宮大路周辺では新旧の建築物等が調和し多くの商店が軒を連ね、古くから観光地として発展してきた鎌倉の人々の営みが受け継がれています。

海にまつわる歴史的風致

現存する日本最古の築港遺跡「和賀江嶋」のある材木座などの海浜地域では、海にまつわる生業や伝統行事が営まれています。

周遊観光にはじまる「江ノ電」にみる歴史的風致

社寺、谷戸の緑、海岸線などを横目に走る姿は、鎌倉を代表する景観として地域に根付き、人々に親しまれています。

鎌倉遊山にみる歴史的風致 追加

江戸時代以降に遊山の対象となった鎌倉では、数多くの名所が残っており、現在も往時の人々に思いを馳せながら名所を巡ることができます。

歴史的遺産と一体となった山稜の保全活動にみる歴史的風致

歴史的遺産は自然的環境と一体を成して歴史的風土を形成しており、多くの人々が緑地の保全に携わることで保たれています。

別荘文化に由来する歴史的風致

近代以降、別荘地となった地域では、往時をしのばせる歴史的な建造物と洗練された文化や営みが今も至るところに息づいています。

日本遺産『「いざ、鎌倉」～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～』

鎌倉は、『「いざ、鎌倉」～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～』として日本遺産に認定され、社寺、史跡、別荘建築、商店、祭礼などを構成文化財としています。

鎌倉は、源頼朝により幕府が開かれて以来、まちの中心には鶴岡八幡宮、山には切通、山裾には禅宗寺院をはじめとする大寺院が造られました。

この地に活きた武士たちの歴史と哀愁を感じられる古都鎌倉は、近世には信仰と遊山の対象として脚光を浴び、近代には多くの別荘が建てられました。

このような歴史を持つ古都鎌倉は、自然と一体となった中世以来の社寺が醸し出す雰囲気の中に、各時代の建築や土木遺構、鎌倉文士らが残した芸術文化、生業や行事など様々な要素が、まるでモザイク画のように組み合わされた特別なまちとなったのです。

重点区域の位置及び区域

1 重点区域の設定の考え方

歴史的風致の維持・向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域として、重点区域を設定します。重点区域内には、重要文化財、史跡、名勝等に指定又は登録された文化財が所在します。

2 重点区域の位置及び区域

重点区域は7つの歴史的風致が層をなしている区域とし、鎌倉幕府が整備した道・切通等を踏まえつつ、歴史的建造物を包括し、かつ現在、人々の生活の基礎単位となっている町丁目界や、史跡の境界、緑地保全区域や近郊緑地特別保全地区の境界を用いて設定します。

重点区域の名称 「古都鎌倉区域」

重点区域の面積 約 1,776ha
（第1期計画の約 1,554ha から拡大）

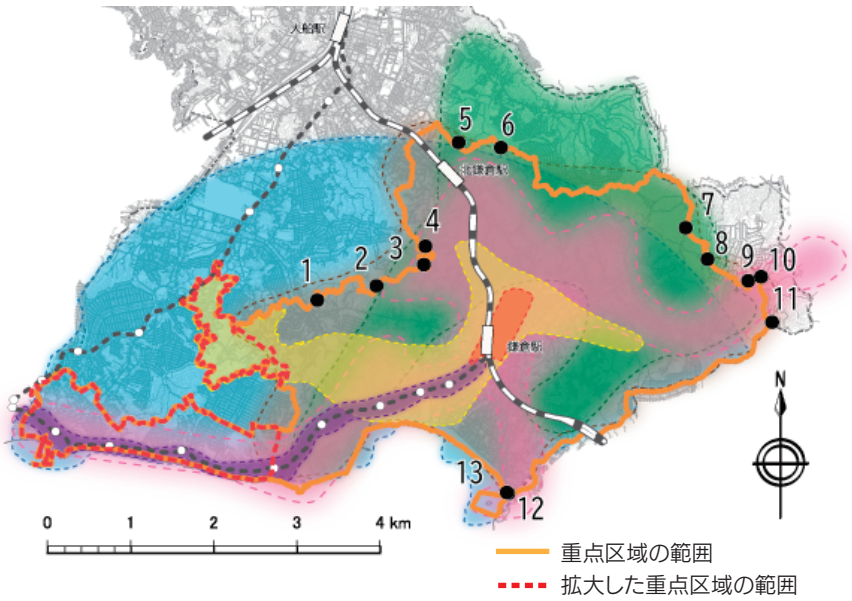

区間	境界線
1～2	史跡北条氏常盤亭跡の境界
2～3	町丁目境界
3～4	史跡仮粧坂の境界
4～5	町丁目境界
5～6	史跡北条氏常盤亭跡の境界
6～7	町丁目境界
7～8	史跡瑞泉寺境内の境界
8～9	近郊緑地保全区域の境界
9～10	史跡朝夷奈切通の境界
10～11	近郊緑地特別保全地区の境界
11～12	市町村境界
12～13	史跡和賀江嶋の境界
13～1	町丁目境界

3 重点区域の設定の効果

重点区域において歴史的風致の維持及び向上を図ることで次の効果が期待されます。

- 区域内の歴史的建造物の保存と活用
- 市街地の環境整備
- 伝統産業や祭礼行事の保存・継承・振興
- 地域の伝統を守り伝えようとする市民意識の醸成

市域全体において
歴史的遺産と共生するまちづくり
に関する取組が進展する

歴史的風致の維持・向上するための施策・事業概要

歴史的建造物の保存・整備・活用や周辺市街地の環境整備をはじめとした 37 の事業を実施し、歴史的風致の維持・向上を図り、市域全体で「歴史的遺産と共生するまちづくり」に関する取組を推進します。

①歴史的建造物の保存活用
- 歴史的建造物の修理等への助成
- 歴史的建造物の保存整備
- 歴史的建造物の橋渡し支援
- 歴史的建造物の活用支援
- 史跡名勝天然記念物の保存・活用

②歴史的建造物の周辺市街地の環境
- 公共交通・空間の整備
- 歴史的遺産をつなぐ散策路等整備
- 地域と調和した観光の推進
- 観光インフラの整備
- 良好な景観形成

③歴史的遺産を取り巻く自然的環境
- 民有緑地維持管理への助成
- 緑地の維持管理・保全・防災対策
- 緑地の機能向上
- 古都保存法の運用・啓発
- 鎌倉風致保存会への助成

④歴史的遺産の公開活用
- 鎌倉市にふさわしい博物館事業推進
- 博物館等の運営・市内施設の連携
- 文化財調査・整備
- 出土品等の展示の実施
- 収蔵品等のデジタル化の推進

⑤地域の伝統文化の継承
- 伝統鎌倉彫の継承・啓発支援
- 郷土芸能普及啓発支援
- 御霊会への助成
- 小・中学生向け郷土学習

⑥取組の計画的・持続的な推進
- 取組の費用対効果分析の実施
- 歴史まちづくりの周知啓発

歴史的風致形成建造物の指定

重点区域内に所在し、歴史的風致の維持・向上のため保全の措置を講ずる必要があると認められる建造物を、歴史まちづくり法の規定に基づく「歴史的風致形成建造物」として指定します。

指定を受けた建造物は、所有者が適切な管理義務を負うほか、増築、改築、移転または除却を行う場合は、市長への届出が必要になりますが、税制面での支援や、建造物の外観の修理・修景に係る補助制度が活用できます。

1 歴史的風致形成建造物の指定基準

指定基準は、歴史的風致を維持・向上するうえで重要な建造物であるとともに、次のいずれかに該当する建造物とします。

1. 意匠・形態・技術性が優れている建造物
2. 歴史性、希少性、地域的な固有性などの観点から価値の高い建造物
3. 外観が景観形成上重要な建造物

2 歴史的風致形成建造物の指定の対象

第２期計画では、鎌倉市所有の建造物以外においても、指定基準を満たし、景観重要建造物、鎌倉市景観重要建築物等及び文化財に指定又は登録されている民間所有の建造物（庭園等も含む）も指定対象とします。

【第１期計画で指定した建造物例】

御成小学校旧講堂

鎌倉国宝館

鎌倉文学館
（旧前田家別邸）

旧華頂宮邸

旧諸戸邸
（旧鎌倉市長谷子ども会館）

令和 8年 月